

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(3) 引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、全国社会福祉協議会と三重県社会福祉事業共済会の期末要支給額により計算した退職給付引当金を計上している。

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を賞与引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度から社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日／雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発第0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）を適用している。

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉法人東員町社会福祉協議会給与規程により支給する。

職員の退職金の支給に備えるために、全国社会福祉協議会と三重県社会福祉事業職員共済会に加入している

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(1) 社会福祉事業区分

ア 法人運営拠点区分

法人運営サービス区分

生活支援コーディネーターサービス区分

地域包括支援センター職員派遣サービス区分

地域ボランティア制度サービス区分

家族介護支援サービス区分

共同募金サービス区分

生活福祉資金サービス区分

イ 在宅サービス拠点区分

訪問介護サービス区分

通所介護サービス区分

障がい者訪問介護サービス区分

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	27,422,153	0	27,422,153
合 計	27,422,153	0	27,422,153

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

下記の基金・積立資産を保有している。

福祉基金	37,100,000円
人件費積立資産	60,000,000円
備品等購入積立資産	40,000,000円
修繕費積立資産	10,000,000円
事業運営積立資産	49,691,096円